

『南方八幡宮祭礼旧記』の再検討

真木 隆行

はじめに

『南方八幡宮祭礼旧記』は、山口県宇部市西岐波地区の南方八幡宮およびその関連神社に関する中世の祭礼記録である。本史料を蔵するのは、かつてその社坊¹別当寺であった弘濟寺である。明治期の神仏分離に伴い、弘濟寺は南方八幡宮近くの故地から離れ、末寺東仙寺の旧境内（宇部市東岐波地区）に移転合併することによってその姿を改め、今日に至っている。

南方八幡宮は、周防国吉敷郡賀保庄（白松庄）の南北二領域のうち「南方」の中心的な神社であった。したがって本史料からは、賀保庄関係寺社の祭礼やその頭役負担のありようのほか、更には当庄の領家・公文・地頭・名主層の動向の一端が窺える。賀保庄については関係史料があまり伝わらないため、本史料の存在は極めて貴重である。

本史料の記載年代については、建長七年（一二五五）の記事が最も古く、鎌倉時代から戦国時代までの長期に及ぶ。毎年八月神事の

頭役負担記録が連年記載された後、永正十六年（一五一九）までで途切れ、やがて時を経て「紙魚窠窟」となり、元文四年（一七三九）に修補されていることから、原本は永正十六年前後の時期までの姿を多く残していると考えられる。ただし全体としては複数の筆跡で記されており、中世段階のある時期に筆写された部分と、その後書き継ぎ部分とが重なり、後世の加筆部分も混じることから、何段階かの成立過程を想定する必要があるだろう。しかし本史料の判読は難しく、史料批判自体におお検討の余地がある。

本史料を基にした研究としては、國守進氏の一九七三年の論考²「中世の祭祀と在地―南方八幡宮祭礼旧記を中心として―」によって基礎となる検討がなされた³。活字翻刻については、一九六六年の旧版『宇部市史 資料篇』で公にされ、一九九〇年の新版『宇部市史 史料篇上巻』では精度を増し、一九九六年刊行の『山口県史 史料編 中世Ⅰ』（以下『山口県史』と略記）にも採録された。これらの翻刻には、なお後述のように修正を要するものの、難読史料がひとまずこうして広く利用の便がはかれるようになった意義は大きい

い。

その後、布引宏氏の検討によって、本史料の本文中に近世以降の段階の書き入れが混入しているのではないかと指摘されるようになった^②。確かに本文中の「氏子」とその軒数記載については、布引氏が紹介した享保十一年（一七二六）段階の様子を伝える史料の記載とほぼ一致する。この問題提起が象徴するように、本史料が貴重ゆえにこそ、どの部分がどれくらい信頼できるか、改めて史料批判の必要に迫られていると言える。

筆者は山口市史「史料編」編纂専門委員の立場から本史料の採録と原本調査の必要性を感じ、その機会を賜った結果、新たな知見を得るに至った。従来の翻刻によって意味が通じなかった事情が、種々判明したのである。ところが『山口市史 史料編 中世』は編年体で計画されているため、本史料のように二百年にもわたる内容の掲載は難しい。時期ごとに分断掲載すれば、本史料の全体が把握しづらくなる。しかも史料集の性格上、原本の姿を詳細に伝えるには限界がある。そこで本稿では、従来の翻刻の貴重な成果を批判的に継承し、本史料の影印と翻刻を付して若干の検討をおこないながら、その存在形態および成立過程について明らかにしたい。

一、書誌情報とその特質

(1) 切り裂かれた折山とその紙背

『南方八幡宮祭礼旧記』は、袋綴装（四ツ目）で装訂されており、縦二八・二×横一八・五センチメートルの一冊である。楮紙の後補表紙の左上に貼られた題簽（無界）には墨書で「南方八幡宮祭礼旧記」と記されている。料紙のほとんどは古い楮紙であり、一見すると二十九丁あるように見えるが、後述するように、実際には全二十五丁からなることが判明した。このうち巻頭の第一丁は共紙の原表紙と見られる。巻尾の第二十五丁の料紙のみは新しい楮紙で、そこには元文四年（一七三九）に弘濟寺三世の孚巖が萩城下の御手洗伝兵衛に依頼して修補した旨の修補奥書が記されている。これによれば、修補以前にすでに「紙魚窠窟」、すなわち虫損まみれになっていたとされ、とりわけ第一丁や第二十四丁については破損湿損の跡が甚だしい。右の修補によって、本紙のほとんどに裏打紙が補われ、修補奥書のある第二十五丁を付して装訂し直されたと考えられる。しかしその後の虫損や破損が加わっており、冊子下半の綴糸が切れ、冊子表裏ともに表紙と見返紙とが糊離れの状態にあるため、利用に際しては慎重な取り扱いを要する。

なお第一～四丁については、袋綴ゆえに料紙一紙が二つ折りとなり、前小口側に折山があり、料紙の紙背側を見せぬまま一丁分の表裏をなす。ところが第五丁以降の六紙分については、前小口側に折

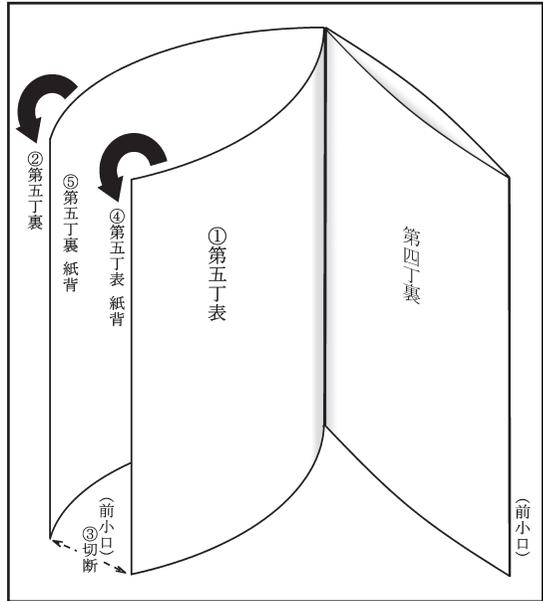


図1 『南方八幡宮祭礼旧記』第五丁（現状の図）

山がなく、あたかも綴葉装のように紙背側に記載がある。その後は再び袋綴の折山が連なるが、この合間にも折山のない二紙が混じっている。

以上の特徴に関しては、調査当初の印象では何らかの錯簡によるものだろうと受けとめていた。ところがよく観察してみると、前小口側に折山のない箇所ほとんどは、図1に示したように、まず袋綴一丁分の表裏に墨書(①↓②の順に記載)した後、前小口側にあった折山を切り裂き(③)、その合間すなわち紙背側に追筆(④↓⑤の順に記載)した状態にあることに気付いた。

そのいっぽうで、これとは異なる図2のごとき一例もある。この

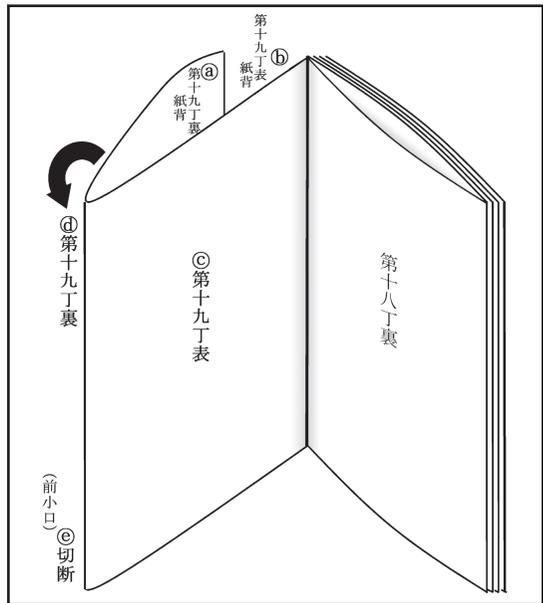


図2 『南方八幡宮祭礼旧記』第十九丁（切開前推定図）

場合、紙背記載内容が図1の④↓⑤の並びになっておらず、その逆順になっている。したがってこの一丁分については、紙背側の墨書のほうが先に書かれていたと考えられ(①↓②の順に記載)、料紙表も紙背側である。これを翻して袋綴に装訂し、反故裏に清書(③↓④の順に記載)した後で前小口側の折山(⑤)を切り裂いたか、あるいは切り裂いた後に清書したかいずれかの状態にあることに気付いた。

要するに、本来の本紙は全二十五紙＝二十五丁からなり、そのうち第五～七丁については図1のように切開して紙背側に追筆を施した状態にあり、第十九丁については図2の状態の折山を切開して反

故文書を見せている状態にあることがわかった。従来はこれらの点が看過されてきたため、例えば『宇部市史』『山口県史』の翻刻では第五丁の表と裏とが分断され、その間に紙背側の文字が混入している。すなわち図1で言えば①↓④↓⑤↓②の順に翻刻されており、しかもそれぞれの区別がつかない。第六〜七丁についても、これと同じ混乱が生じている。更に第十九丁については③↓⑥↓⑦↓⑧↓⑨の順で翻刻されており、混乱は更に著しい。そこで本稿では、以上の見解を踏まえながら全体的に翻刻し直すことにした。

つぎに、右の袋綴切開丁の表裏と紙背との関係について、筆跡異同の観点からも検討しておきたい。筆跡については、半丁ごとの範囲内でさえ異なる筆跡が混入する箇所があるため、筆跡異同の判別は容易ではないが、例えば第五丁の表裏どうしは明らかに同筆であり、その筆跡は第六丁表裏や第七丁表裏も含めて同筆である。ところが第五丁表裏とその紙背との間で比較すると、「年」「月」「日」などの筆跡が異なり、異筆と判別できる。

ところが紙背どうしで比較すると、第五丁紙背と第六丁紙背とは同筆であり、記載内容もそのままつながる。第七丁紙背については、後世の追筆が混じるとともに、筆跡が粗雑となるため必ずしも判然とはしないが、その主要筆跡の「ん」字が第六丁紙背と近似することから、第五〜七丁の紙背どうしは同筆と見てよいだろう。

以上から、第五丁〜七丁については、まず袋綴に装訂して各丁の表裏に墨書した後で、おそらく後世の別人が第五丁〜七丁の紙背に

補足情報を補入するために、図1の③のように前小口側の折山を切開し、三丁分の紙背側にまともて追筆した様子が窺える。

これに対して第十九丁紙背については、右の第五〜七丁紙背とは明らかに異筆である。むしろ第十九丁の場合には、表側（第十九丁表裏）と紙背側の両筆跡が同一人物のものであり、しかもほぼ同内容である点に特徴がある。要するに後者が草稿であり、これを書いた本人がその反故裏に清書した様子が窺える。清書ならば別紙化するほうが容易だったはずだが、そうなっていないのは、あえて紙背側も保存する意図があつたためと考えられる。あるいは清書前に料紙中央で切り裂かれていれば、⑨↓③および⑧↓⑨の転写は比較的容易である。この可能性も想定しておきたい。

以上の検討によって、従来の活字翻刻に生じていた錯簡を修正するとともに、前小口側の切開や紙背側の筆跡の時期についても、およその見通しを立てることができた。そこで最後に、近世の元文四年修補との関係を踏まえながら小括しておきたい。

上述の通り、元文四年の修補によって、本紙には基本的に裏打が施されたと考えられるが、紙背側に墨書がある料紙については裏打されていない点に改めて注目したい。もしも前小口側の切開が生じたのが右の修補以降だったならば、紙背側の裏打紙の上に墨書があつたはずである。それらに裏打を欠くということは、すでに紙背側に墨書があり、それらを覆い隠さぬよう配慮した様子が窺える。第十九丁の紙背草稿については当然だが、第五〜七丁の紙背墨書に

ついても、元文四年の修補以前の原装訂の段階ですでに記されているということになる。

(2) 料紙の異同と墨汚れ

それでは次に、原装訂を構成した第一～二十四丁のうち、裏打のある料紙の特質について検討しておきたい。

主要料紙となる第一～四丁、第八～十五丁、第十七～十八丁については共紙と思われ、いずれも簀目の見える楮の打紙である。裏打のない第五～七丁および第十九丁については、それらよりも紙厚が薄めで光沢が多いように見受けられるが、裏打の有無によつてこのように雰囲気は違つて見える可能性もある。慎重を期して今後の検討にゆだねたい。

第十六丁については右の主要料紙と異なり、簀目間隔が若干広い。紙背側は裏打で覆われ、直接観察できないが、神号を列挙した墨書が透けて見える。したがつて表側が反故紙の料紙裏であろう。また、上小口側は若干幅で切除され、紙背墨書の上部もそこで断たれ、料紙の縦が足りず、裏打紙の見える幅が広めとなっている。

残りの第二十～二十四丁についても主要料紙と異なり、それらは次の三種に分かれる。まず第二十～二十一丁は簀目の見えない楮の非打紙である。第二十二～二十三丁は簀目が見えるが、楮の繊維チリが多めに散見し、全体的に赤みがかつて見える。最後の第二十四丁は破損や劣化が著しく、楮の紙質が最も粗く感じられ、第十六丁

と同様に料紙裏使用の可能性もある。また、第二十三丁以外の料紙の縦は若干足りず、上小口に裏打紙が少し見える。

以上のうち、とりわけ後半の第十一丁裏以降には、墨汚れが付着している箇所が意外に多い。ほとんどは、墨書後まだ乾ききらぬままの接触に伴う墨汚れであり、それらの所見から、仮綴または装訂や墨書がなされた状況の一端を窺うことができる。

まず気付くのは第九丁裏中央の墨汚れだが、これは第十丁表の異筆部分から付着していることから、付着時期は右の追筆段階に降る。ところが第十一丁裏の墨汚れは、第十二丁表の本文三～五行目あたりから付着している。つまりこれらを墨書した時点で、第十一～十二丁間はすでに綴じられていた状況が窺える。また、第十二丁裏の墨汚れは第十三丁表の冒頭二行分から、逆に第十三丁表の墨汚れは第十二丁裏の末尾二行分から、第十三丁裏の墨汚れは第十四丁表の全筆から、逆に第十四丁表の墨汚れは第十三丁裏の最末行からそれぞれ付着している。第十四丁裏と第十五丁表についても、相互に墨汚れが付着している。そこで以上の範囲も、墨書以前に仮綴されていた可能性が高い。

第十六丁裏の墨汚れについては、第十七丁表中央の異筆部分から付着していることから、付着時期は右の追筆段階に降る。ただしその付着位置がやや下にズレている点に着目したい。おそらく追筆汚れが付着する頃の第十六丁は、上小口側の若干幅を欠く分だけ上に寄せて綴じられていたのだろう。このような装訂により、上小口側

が多めに裁断された可能性もある。やがて追筆汚れが付着した後、下小口側に寄せて綴じ直された結果、汚れの位置が現在のように下がったと考えられる。要するに、第十六丁の料紙はその前後とは異なるものの、現在の装訂に改められる以前から、第十七丁の手前に綴じられていた様子が確認できる。第十七丁表に追筆された時期は原装訂以降、修補以前の時期、と考えられる。

このほか、第十七丁裏と第十八丁表、第二十丁裏と第二十一丁表、第二十一丁裏と第二十二丁表、第二十二丁裏と第二十三丁表のそれぞれについては、相互に墨汚れが付着している。したがってこれらも仮綴されてから墨書されたと考えられる。

ところが、第二十四丁裏の墨汚れについては、同丁表から付着している。つまり墨書された直後には、現状の山折りと逆の谷折りで折られていたことになる。ということは、本来この一紙は綴じられておらず、のちに補入されたのは確実である。

以上の所見から、第一〜十八丁のうち共紙の範囲については、少なくとも第十二丁以降が墨書される前に、仮綴されていた可能性が高いと言える。しかも一括筆写ではなく、段階的に書き継がれたならば、墨書時期は仮綴時期からかなり降るものも含まれることになる。検討に際してはこの点に留意する必要がある。

これに対して第十六丁は、反故裏の墨書との前後関係は不明だが、補入時期は少なくとも修補以前に遡る。第二十〜二十三丁については、料紙を補った後に墨書が書き継がれたと考えられる。第五〜七

丁および第十九丁については、料紙の異同判別を留保しているため、検討の余地が残るが、第二十四丁については、原装訂または修補段階に補入されたと考えられる。

二、第一〜二十二丁表冒頭の検討

前章では、本史料の形態的特質について明らかにしながら、筆跡異同に関する検討にも踏み込んだ。筆跡異同の判別については、客観的な論証が難しく、誤る可能性もあるが、仮説的な見解として提示することには一定以上の意義があるだろう。そこで本章以降では、この検討をひとまず全体に及ぼすことによって、本史料の現状および旧状に関する把握を更に目指したい。

本史料の中心となる第一〜二十四丁には、上述のように複数の筆跡が混じるものの、主要筆跡については少なくとも中世段階のものと考えられる。前章で検討した紙背文言をひとまず差し置き、主要筆跡のありようや内容を比較すると、ひとまず次の六群に大別できる。

- A、第一〜十二丁表冒頭の主要筆跡。
- B、第十二〜十四丁の筆跡。
- C、第十四丁裏末尾〜十五丁の筆跡。
- D、第十六〜十八丁表の複数筆跡群。
- E、第十八丁裏〜二十一丁裏の複数筆跡群。

F、第二十二～二十四丁の複数筆跡群。

これらは更に前半のA群と、後半のB～F群とに大括りできる。そこで本章では、前半のA群とその内容について検討したい。

A群については同一人物の筆跡と考えられ、そのうち第四丁表には、従来から注目されているように、

もとの日記や(破失)ふれうする(悪筆)による(悪筆)、あくひつなりといへとも、もとの日記二まかせてうつしおくなり、

と記すくだりがある。すなわち「もとの日記」がその筆写以前に破損した状態で伝わっていた様子が窺える。ここでいう「もとの日記」の範囲は第一～四丁表あたりまでと考えられ、そこには正安三年(一三〇一)や徳治四年(一三〇九)の神供書上が筆写されている。鎌倉時代後期における当社の故実が、その後も長期にわたって規範とされていた様子が窺える。すなわちこの「もとの日記」の成立こそ、本史料成立過程の第一段階として想定できる。

ただし、この後に続く第四丁裏～五丁表には、「八幡宮僧饌米」に関して、次のように重要な文言が見える。

白米四升松量、三升有吉、三升倉益方、

三升恒吉、一升五合吉清、一升五合貞依、一升五合貞宗、

一升五合吉富、一升五合国吉、一升五合恒久(四郎丸)、一升五合利真、

一升五合友末、一升五合倉次、白米二斗四升、これハ

きたかた(北方)十六人御百姓ひきわけてのち、頭人二

つけてきた(沙汰)あるへきものなりとさた(定)むる、

文保元年丁巳八月七日

すなわち文保元年(一二二七)頃、北方の百姓が引き分かれたということは、直接には祭礼運営基盤の分離を意味する。あるいはこの頃に、賀保庄の下地が分割され、北方と南方とに分かれたのかもしれない。いずれにしてもこの年を契機として「八幡宮僧饌米」の「白米二斗四升」が「頭人」負担の方式に改められた様子が窺える。本史料には、永和二年(一二七六)から永正十六年(一五一九)まで及ぶ頭人負担記録が書き継がれているが、この方式の開始が右の文保元年に求められる可能性が高い。このように重要な画期をなす規範の制定が、「もとの日記」の成立後も蓄積されていた様子が窺える。

なお右の第四丁以降、第十一丁までの間には、至徳三年(一二八六)に至る様々な年代の祭礼関係記録が筆写されるとともに、第四丁と同様の筆写コメントが残っている。例えば第七丁表には、

右、さの(懸)したいわ正和元年甲子引付まかせて、うつしおき候なり、

と記し、第十丁表には、

もとのかきつけ(書付)わ建長七卯乙年とあり、

と記す。更に第十二丁表の冒頭には、

右、悪筆なりといへとも、のちのためにしるしおく所如件、

于時至徳三年(丙寅)九月晦、

と記す(ただし晦の字は追筆の可能性あり)。筆写コメントの類似

性や年代表記から考えると、「もとの日記」やその後に制定された規式の筆写も含むA群内容のほとんどが、至徳三年（一三八六）九月に筆写されてまとめられていた様子が窺える。

すなわち、本史料成立過程における第二段階として、「もとの日記」以後に記された記録群の蓄積を想定するならば、至徳三年九月に至り、第一段階と第二段階の記録群を散逸から守るため、それらを写しとったのが第三段階と見なすことができる。まさにA群内容は、直接的には第三段階のありようを伝えていると言える。

なおA群の末尾にあたる第十一丁裏～十二丁表にかけては、至徳三年より後の至徳四年とその翌年の記事が同筆で混入している（図3）。しかしこれらは、同一人物がのちに追記した箇所と考えられるため、A群とは区別し、B群と捉えて次章で論じることとしたい。ところで、以上のA群の合間には、数多くの異筆部分が混入している。そこでその代表的なものについて紹介しながら検討しておくたい。

まずはA群間異筆①として、前章で検討した第五～七丁の紙背の墨書を挙げることができる。これが本史料に施された追筆の中で最大規模と言える。

つぎにA群間異筆②として、第十丁表の異筆部分がある。これには、本史料最古の年代「建長七年」（一二五五）を含むため注目される。

このあたりの本文では、まず永徳三年（一三八三）の宝殿再建記事が記され、次の行に、前掲の建長七年の「もとのかきつけ」に触れ

るくだりが記されている。異筆②は、このあたりの行間二箇所に分かれて書き込まれている。二箇所の間は隔たっているが、次のように接続させて復元できる。

建長七年乙卯始、丙辰年八月十六日彼岸初日、大工藤井行事吉近淨西、

別当法橋重賢、沙弥一貞、地頭沙弥弘重、神主貞世、領家、

これはおそらく先代の宝殿の再建記事と思われる。建長七年というのは正確には作事始の年にあたり、翌年八月十六日に完成した様子が窺える。別当は法橋重賢。神主は貞世。とりわけ前者の法橋という僧位は、鎌倉時代の地方では高い。このほか領家・地頭・大工の名も見える。出典は、棟札の写の類であろう。

すなわち本文では、永徳三年の宝殿再建記事に関連する建長七年の「もとのかきつけ」に触れてあったものの、詳述されていなかった。そこでA群成立後に、何者かが建長「八」年上棟の記事を補入して補足しようとしたと考えられる。

更にA群間異筆③として、布引宏氏が近世段階の追記と推定した「氏子」関係記事群を挙げておきたい³⁾。布引氏は、記述内容の比較から追筆と推定したが、筆跡の比較によってもそれらが同じ筆跡であり、かつ本文とは異筆であることが確認できた。具体的には次の通りである。

第五丁裏 「以上氏子九百九十六軒」

第五丁裏紙背 「尚々氏子北原三拾五軒、花その百拾二軒」

第七丁裏 「片倉邑一、次」

第七丁裏紙背 「一うじ子 王子三拾貳軒
古殿四拾壹軒

しかもこのように、本文のみならず紙背（つまり異筆①）の行間にもこれらが追記されており、異筆③のほうが更に新しい様子も確認できる。なお異筆③の筆跡は、筆の毛羽立ちかたが、第十八丁表末尾の追筆部分とも似ており、更には裏表紙見返にある明治四年（一八七一）六月二十日の日付を有する墨書とも似ている。以上が同筆とすれば、これらの追筆時期は、明治初年前後まで降ることになる。

いっぽうA群間異筆④として、A群に限らず本史料のほぼ全体（第二十八丁）にわたって、細筆の傍注ルビや加筆修正の書き入れが散見する。紙背側の異筆①の行間にまで及ぶのは異筆③と同様であり、やはり後世の追筆と考えられる。とりわけこの異筆④が伝える情報には疑問を感じる点が多く、検討に際して注意が必要である。

例えば第二丁表の「両三方」の傍注として、「リヨウスカタ」とある。同丁の本文の他所には「りやう三ほう」とあり、本文と傍注の読みかたが一致しない。また、同丁の「御すかうのたてもの事」の傍注として「タツモノ」とあり、第二丁裏にある「おしきもちい十まい」の傍注として「ヲシキリノ櫓十枚」とあるが、いずれにも誤読や誤解がある。なかでも「公文」の傍注については、第二丁裏では「コモノ」と読み、第三丁裏では「コブン」と読むなど区々になつていく。「公文」とは言うまでもなく中世の荘官のことだが、その読みかたがわからなくなった時代の傍注に相違ない。すなわち近世以降

に降る可能性が高く、あるいは異筆③に近い時期のものではあるまいか。

なお第一丁表の「申さん米」にも、同じ細筆傍注で「ナカサン米」と記されている。『山口県史』がここを「中さん米」としたのは、傍注を無視しづらかったためであろう。しかしむしろ上記のようにこの傍注には問題が多いことから、傍注を無視して所見のまま「申」と解せばよい。

同様に、第六丁表の頭人記載の記載についても問題がある。一例を示すと、

一 頭人白米二斗四升 公文御方
有吉、 永和二年 丙辰 八月十二日、

このように本文に記載されているかのように見えるが、実はこのうち「江」や「勺」は追筆部分であり、よく見れば上記の細筆傍注と同じ異筆④なので、これらも無視すべきである。本文の意は、公文名と有吉名の兩名が永和二年八月祭礼の頭役負担をしたと解するのが自然だが、この細筆異筆④の補筆者は、有吉名から公文に白米を送ったと解したようであり、明らかに誤解している。これまで『宇部市史』や『山口県史』では、他の行も含めて「江」や「勺」をそのまま翻刻してきたが、原文通りとは言えないため、これらも無視すべき記載と言えらる。

次にA群間異筆⑤として、第八丁に二箇所ある筆跡に注目しておきたい。その一つ目は、第八丁表の次のくだりである。

一、公文代三郎右衛門入道、法名道琳、ひのへさるの丙申とし退転、

同年ヨリ息男与三これを相伝候、又かのへねのはるより同兄源左衛門これ二蒙仰了、

二つ目は、第八丁裏の次のくだりである。

地頭代官師井景吉、きのとりの年死去、同年ヨリ子息弥太郎盛吉(相統)そ(乙)うそ(乙)く、又みつのへたつ(正)のとしより寺内因幡守盛清、きのとひつ(末)しのとしまて御か、ゑ、同としより引□、又師井修理亮盛吉(座役)さ(乙)やく承了、ひのとりのとし退転、同としより舎弟僧禅鳳書記さ(乙)やく承了、

これらも細筆ではあるが、上述した問題の異筆④とは異なる。しかもその異筆④の細筆傍注がこのあたりにも及んでいることから、異筆⑤の追筆時期は古いと考えられる。ちなみに第八丁裏の後半二つの干支については、原文ではそれぞれ「きのの日つし」「ひののとり」と見える崩し字で書かれており、これに対して問題の細筆傍注が「きのへのひつし」「ひのへのとり」と読ませている。ところが、そもそも「きのへのひつし」「ひのへのとり」というのは、いずれも干支の組み合わせとして存在しない。しかも第八丁表の「ひのへさる」「かのへね」の場合には、それぞれの「へ」字を判別できるように強調して明記され、その後には「の」字が入らない。同一筆跡で干支の表記が異なるのは不自然である。以上から考えると、「きのの日つし」「ひののとり」それぞれ二つめの「の」に見える字は、変体仮名「刀(=と)」の崩し字か、あるいはその転記ミスと考えればよいだろう。「きのとひつし」「ひののとり」であれば、干支と

して存在する。従来の翻刻についてはこの点についても修正を要する。

以上のように、A群の合間に見られる代表的な五種の異筆について検討してきた。このほか、異筆⑥として第二丁表の「四十八文なり」、異筆⑦として第二丁裏「見明」、第三丁表「普賢寺主見明」、第四丁裏「普賢寺主」を挙げることができる。これらの異筆については他の筆跡との異同が気になるところだが、今後の検討にゆだねたい。少なくとも以上の検討によれば、本紙前半第一〜十二丁表冒頭における主要筆跡(A群)の記載内容については、至徳三年(一三八六)に成立していたこと、右の範囲にはそれ以降、中世後期から近世近代にまで及ぶ数多くの追筆が混入していること、追筆の情報には信頼できるものもあれば、そうではないものもあること、以上を明らかにすることができた。

三、第十二〜二十四丁の検討

本章では、本史料の後半にあたる第十二〜二十四丁、すなわち前章で明らかにした六群のうち、残りのB〜Fについてそれぞれ紹介しながら検討したい。

B群(第十二〜十四丁の筆跡)のうち、少なくとも前半については、A群記主と同一人物による書き継ぎである。後半についても同筆のように思われるが、明言しづらい。全体として筆致にバラ付き

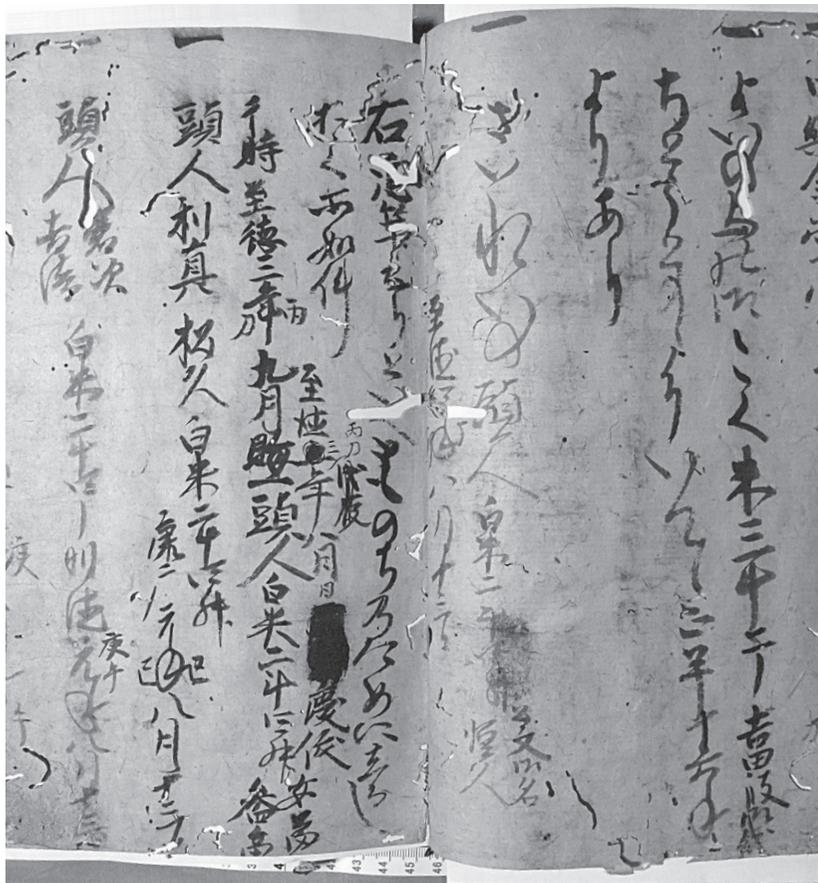


図3 第十二丁表の異筆

があり、「白」字など筆跡に違いがあるようにも見受けられるため、複数の筆で書き継がれている可能性もある。そこで筆跡の問題については、内容および区分範囲の検討をおこなった上で再検討したい。

B群の内容年代としては、A群最末となる「至徳三年九月晦」の

記載の後から応永十五年（一四〇八）八月の記事までで区切つて捉えてみた。ただしB群冒頭をどう捉えるかについては、次のように若干の検討を要する。

A群最末の「至徳三年九月晦」の記載と同じ行には、それに続け

て「一頭人白米二斗四升」と書かれ、安富名と益富名が負担した旨の頭役負担記録が記されている（図3）。そしてこの右脇には「至徳五年戊辰八月日」と書かれ、この「五」が抹消されて「三」に修正されており、「戊辰」も抹消されて「丙寅」に修正されているかのように見える。ところが右の二箇所は修正筆跡については、前章で述べた問題の細筆つまりA群間異筆④なので信用できない。実際、至徳三年八月の頭役負担記録については、すでに第十一丁表に記載済みである。やはりこの細筆による修正が間違っており、もとのまま「戊辰」年（一三八八）の記事と解すべきである。

ただし「至徳五年」という表記にも疑問が残る。北朝の至徳年号はすでに前年八月に改元されており、「戊辰」年は「至徳五年」ではなく嘉慶二年とされていたはずだからである。室町幕府に敵対しはじめた勢力ならば、このように嘉慶年号を認めず至徳年号を使い続ける場合もあり得るだろうが、当時の南方八幡宮がそのような立場だったとは考えづらい。いっぽう、この

前年にあたる至徳四年八月の頭役負担記録は、前章で指摘したように、「至徳三年九月晦」の記載を遡る第十一丁裏に書かれている。なぜこのようになったかの事情についても、あわせて考えておきたい。

おそらく右の二つの異例記載は関連しており、第十二丁表「至徳三年九月晦」の記載の次の行に、康応元年（一三八九）八月の頭役負担記録を先に記入してしまったことによって生じたと考えられる。これによって二年分の記事の遺漏が生じたため、まずは至徳四年八月の記事を第十一丁裏末尾の余白部分に追記し、その翌年の記事については、「至徳三年九月晦」の記載の下にむりやり追記したのだろう。後者が極めて窮屈な記載になったのはそのためと考えられる。また、二年分まとめての追記になったことによって、至徳四年に一年を加えてうっかり「至徳五年」と誤記した可能性が高い。

したがってB群の実際の記載開始年代は、康応元年八月以降のあいだ段階と考えられるが、内容年代としては、第十一丁裏に追記された至徳四年（一三八七）八月の記事を起点と見なすことができる。なおこの年の記事以降、第十四丁裏末尾に書かれた応永十五年（一四〇八）八月までの二十二年分の頭役負担記録の記載については、「頭人」の「頭」字が行書体で記されている。ところが応永十六年の記事以降は「頭」字が草書体に変わり、筆跡も変わる。そこでこの変化をB群とC群との境界として捉えた次第である。

B群の内容については、A群に多かった祭礼故実記事がほとんど

なくなり、第十二丁に見える鳥居の建設記事を除けば、毎年八月の頭役負担記録の記事のみになるという特徴がある。筆跡については、筆致や墨の濃淡が一定せず、行間の間隔にもバラつきがあるという特徴がある。上述のように、B群の範囲内における筆跡異同の判別が困難なのはこのためである。こうしたB群の筆跡に見られる特徴は、A群が成立した後の二十年余の間、毎年あるいは数年分を徐々に書き継いだことによって生じたと考えられる。すなわちB群は、A群成立後の書き継ぎを重ねた段階と言え、すなわちこれを本史料成立過程の第四段階と捉えておきたい。

これに続くC群（第十四丁裏末尾～十五丁）の内容は、ついに毎年八月の頭役負担記録のみとなり、応永十六年（一四〇九）八月～同三十一年八月の十六年分の記事が記されている。筆跡は上述のように、「頭」字が草書体に変わる一群となっている。行間は一定の間隔となっており、末尾に向かって次第に墨が薄くなっている。以上の所見から、これらがある程度まとめて清書された様子が窺える。すなわちC群は、A～B群の記主からの世代交代を受けて、その後継者が書き継ぎを担った段階、すなわちこれを本史料成立過程の第五段階と捉えておきたい。

これに続く数丁分は、様々な筆跡や内容が混在した後、記録の空白期を迎え、第十八丁裏以降のまとまりに至る。そこでひとまず第十八丁表までをD群（第十六～十八丁表）として便宜的に区分した上で、次の四種に大別しながら検討したい。

D群① 第十六丁の主要筆跡。

この第十六丁については、第一章で触れたように、反故紙の補入であり、筆跡もこの前後と異なる。内容は、おそらく毎年八月の頭役負担実績について名ごとに集計したものと考えられる。この実績の様子から集計年代を比定できる可能性があるが、今後の検討にゆだねたい。

D群② 第十七丁表の主要筆跡。

この筆跡についてはC群と同筆であり、とりわけ「白」字の近似性は顕著である。しかも墨の薄さがC群の末尾に近い。以上から考えると、本来この第十七丁は、C群の第十五丁の後に接続していたと考えられ、のちの錯簡を経て、この間に第十六丁を補入して装訂された可能性がある。内容は、各種の神事米とその負担者を書き上げたものとなっている。

D群③ 第十七丁裏～十八丁表の主要筆跡。

この筆跡については、他の範囲との異同判別が難しい。内容は、祭礼時の酒肴の供えかたについて書き上げたものとなっている。

D群④ 第十六丁裏末・第十七丁表末・同丁裏行間の各追筆部分。

これらの筆跡については、後出の第二十三丁表末に見えるF群④の追筆部分と同筆である点が注目され、追筆時期は近世幕末期に降る可能性が考えられる。内容は、いずれも神供に関する故実を記したものである。

D群⑤ 第十八丁表末尾の追筆部分

この筆跡についてはD群④にも似ているが、むしろ上述の通り、A群間異筆③と同筆の可能性が高い。事実とすれば、追筆時期はやはり明治初年前後にまで降る可能性がある。「大内十八代弘世」という表現からも、そのような雰囲気を感じられる。内容は、普賢寺石仏に関する所伝を記したものである。

以上の検討から、D群④⑤の追筆部分については時代がかなり降る可能性が高いことが判明した。そのいっぽうでD群②については、本史料成立過程の第五段階に含めて捉えることができる。そこでC群から続く第五段階の下限は、D群②の下限でもある応永三十一年（一四二四）までと捉え、第五段階の確立時期についてはその前後が目安となるだろう。

この第五段階の下限となる応永三十一年八月の記事を最後に、連年の祭礼頭役負担記録がいったん消えることとなる。この記録が再び確認できるようにするのは、文安元年（一四四四）八月以降である。実に二十年間の空白が生じており、おそらくこの間の記録は散逸したと考えられる。論理的にはこの空白期を本史料成立過程の第六段階と想定しておきたい。なおD群①③については、この第五～第六段階のものである可能性がある。

右の第六段階の空白期を経た後に続くE群（第十八丁裏～二十一丁裏）は、文安元年八月から永正十年（一五一三）に至る毎年の頭役負担記録である。この記録のみが再び連続するが、筆跡や書式に

は違いがあり、次の四種に大別できる。

E群① 第十八丁裏の主要筆跡。

冒頭に「文安元年（甲子）八月日整始之」とあることから、文安元年（一四四四）八月、第十八丁の料紙の余白に加筆する形で、頭役負担記録の書き継ぎを再開しようとした様子が窺える。筆跡は第十八丁表のいずれの筆跡（主要筆跡D群③および追筆D群⑤）とも異なる。実際に頭役負担記録は、文安元年の記事から同六年までの六年分を同じ筆跡かつ同じ書式で記しているが、行間の一部には異筆が混じっている。

E群② 第十九～二十丁裏冒頭。

宝徳二年（一四五〇）の記事から頭役負担記録の筆跡が変わり、文明十五年（一四八三）までの三十四年分の記録が同筆の範囲である。宝徳二年の記事からは、筆跡が変わるだけでなく、書式も大きく変わる点が注目される。それまでは一行ごとに各年の頭役負担記録が書かれ、「頭人↓頭役（白米二斗四升）↓頭役負担両名↓年月」の順で記載されていた。ところが第十九丁の宝徳二年の記事からは、上下二段に分かれ、一行ごとに二年分の頭役負担記録が書かれるようになり、しかも「年↓頭役負担両名」のみの簡略表記に変わる。年号表記に「年」字を略する点にも特徴がある。

ところで、このように画期をなす第十九丁と言えば、紙背に例の草稿が残っていることにも注目したい。比較すると、草稿

もやはり簡略表記になっている点が興味深い。ただし草稿のほうは二段になっておらず、一行ごとに一年分の頭役負担記録が記されている点に違いがある。

E群③ 第二十丁裏中～二十一表冒頭

文明十六年（一四八四）の記事から頭役負担記録の筆跡が再び変わり、年号表記には「年」字記入が概ね復活する。同筆の範囲は判然としないが、延徳三年（一四九一）くらいまでであろう。このあたりは数年分のまとまりよりも、むしろ上段どうし、下段どうしの筆致が似通うという点に特徴がある。数年分がまとめて転記された様子が窺える。

E群④ 第二十一丁表～同裏

明応元年（一四九二）の記事から頭役負担記録の筆跡がまた変わる。同筆の範囲はやはり判然としないが、永正十年（一五一一）までの間に数種の筆が混じるように思われ、文字の大きさにもバラ付きがある。E群③とは異なり、このあたりは年ごとに書き継がれていった様子が窺える。なかでも第二十一丁裏の主要筆跡については、後出のF群②③の筆跡とよく似ている。以上の検討から、頭役負担記録が復活するE群①が本史料成立過程の第七段階、それまでの趣から変化が生じるE群②が第八段階、E群③をとりまとめる時期が第九段階、それ以降の書き継ぎが続くE群④が第十段階、とひとまず捉えることができる。

最後に、F群（第二十二～二十四丁）について検討したい。F群

とは、D群と同様に、多様な筆跡や内容が混在する範囲をひとまず便宜的に捉えただけであり、概ね次の五種に大別できる。

F群① 第二十二丁表。

明応六年（一四九七）の八幡宮「御内殿」上葺に関する記事と、文亀三年（一五〇三）の鳥居建立に関する記事とが同筆で記されている。内容年代はE群④Ⅱ第十段階の範囲にあたることになる。この観点からE群④の筆跡群と比較すると、まさに同じく文亀三年の記事の筆致に近い。同筆と断言するのは難しいが、その可能性は高い。

F群② 第二十二丁裏。

正和三年（一三二四）八月の「宮僧屋作時四方家上葺次第」一通が記されている。内容年代は鎌倉時代ではあるが、文亀三年記事を含む同じ料紙でしかもその後書かれていることから、少なくとも文亀三年以降に筆写されたものと考えられる。筆跡について「正」字を見比べてみると、上述の通り、E群④のうち第二十一丁裏の主要筆跡に近く、また次項で触れるF群③にも似ている。

F群③ 第二十三丁表冒頭。

永正十年（一五一三）から永正十六年まで七年分の頭役負担記録である。この間の筆跡については、上述の通り、E群④のうち第二十一丁裏やF群②とよく似ている。なお冒頭の永正十年の記事については、第二十一丁裏の末尾にも同年の記事が本

来あって、情報の一部に矛盾があったが、第二十一丁裏の記載のほうが消されている。このことから、永正十年の記事については第二十三丁表の形に修正されて清書されたと考えられ、第二十一丁裏の後にこの第二十三丁表がつながることになる。この間に第二十二丁（F群①②）が綴じられているのは錯簡のように見えるが、上述した墨汚れなどの観点から見ると、本来の並び通りと捉えてよい。

F群④ 第二十三丁表末と裏の追筆部分

某年の「をんちよくし」引付を追筆で写したものである。なお文中に見える「山口御しろ」の語からは、中世段階の雰囲気を感じられない。山口の大内氏館や高嶺城などをそのように呼称するとは考えにくい。むしろ近世幕末期に毛利氏の藩庁が山口に移った段階に降る可能性があるのではなからうか。筆跡は、上述の通り、第十六丁裏末の追筆部分（D群④）と同筆である。いずれも近世幕末期に降る可能性が考えられる。

F群⑤ 第二十四丁

文明十四年（一四八二）から十六年までの頭役負担記録である。前欠と見られ、文明十六年分については当該年の記載のみでそれ以外の情報を欠き、この後には空白が続く。

なお右の内容年代は、第二十丁裏の情報と重複し、第二十丁裏の情報のほうが広範囲である。しかも第二十丁裏と言えば、上述の通り、文明十五年までと同十六年以降と筆跡が異なっ

ており、文明十五年までがE群②、文明十六年からはE群③にあたる点が興味深い。つまりE群②において文明十六年以降が範囲外になる事実と、F群⑤において文明十六年以降が未記入という事実とがピタリと符合するのである。

ただし両者の筆跡については一致しない。F群⑤に基づいてE群②のように清書されたとすれば、E群②の実際の成立時期は、内容年代の下限よりも一定以上降る可能性を想定しなければならぬであろう。

ところが、更に注目すべきことに、E群②といえは、前半が例の第十九丁にあたる。上述の通り、この紙背には同筆の草稿が残っており、しかもこの草稿は上下二段記載ではなかった。これに対してF群⑤の記載は、E群②の表側と同様に上下二段に分かれている。頭役負担記録の二段記載がE群②から始まる書式であることも上述の通りであり、F群⑤はその先駆けとなる草稿と言える。

以上の検討から、F群⑤の内容年代は第八段階に遡り、F群①②は第十段階に含まれる可能性があり、F群③は同じく第十段階のうち、E群④に続く最末尾として捉えることができる。したがって第十段階の終末は、F群③の最末記事の年代の永正十六年（一五一九）ということになる。なおこの年を最後として、頭役負担記録は完全に途絶える。すなわち本史料の修補前における原装訂の成立過程については、以上の十段階で捉えられるということになる。

いっぽう、近世段階の元文四年（一七三九）における修補については、これを第十一段階と捉えることができる。ただし本史料における追筆部分については、この時期の前後においてもなお施されており、A群間異筆③・D群④・F群④がそれにあたると考えられる。

四、おわりに

本稿で明らかにしたことを概括すれば、以下の通りとなる。

一、『南方八幡宮祭礼旧記』は、実際には全二十五丁で構成されていたこと、そのうち第五〜七丁と第十九丁の袋綴が切り裂かれた状態にあり、合間の墨書を紙背文書として区別して扱うべきこと、しかもこのような状態になったのは、近世に修補される以前の原装訂段階に遡ること、以上が判明した。

二、右の紙背文書のうち第五〜七丁紙背については、表側とは異筆であり、袋綴の原装訂がなされた後、前小口側を切開して補筆された様子が判明した。これに対して第十九丁紙背については、表側の記主と同一人物があらかじめ記していた同内容の草稿であることが判明した。

三、本史料の成立過程について、筆跡異同の判別を含めて検討した結果、まずは前半が三段階を経て成立し、後半が第四〜十段階にわたって段階的に書き継がれ、近世の修補は第十一段階に

あたるものとひとまず把握した。

四、本史料の前半すなわち第一～十二丁表冒頭の内容については、第一段階の十四世紀初頭に原型が成立し、南北朝期にかけての第二段階に祭礼記録群が蓄積され、第三段階の至徳三年（一三八六）九月に、以上をとりまとめて筆写する形で成立したと捉えた。

五、本史料の後半については、前半成立の十四世紀末期以降の書き継ぎによって段階的に形成された。実際の清書年代については入れ替わることもあり得るが、あくまでも内容年代の新旧のまとまりを基準に整理すると、概ね下記のように大別できる。

- (1) 至徳四年（一三八七）～応永十五年（一四〇八）。第十二～十四丁の筆跡（B群）。ただし本史料前半を書写した人物による書き継ぎ部分が含まれる。
- (2) 応永十六年（一四〇九）八月～応永三十二年。第十四丁裏末尾～十五丁（C群）および第十七丁表の主要筆跡（D群②）。次世代の手による書き継ぎである。
- (3) 応永三十二年（一四二五）～文安元年。記録不詳の時期。ただし第十六丁の主要筆跡（D群①）や第十七丁裏～十八丁表の主要筆跡（D群③）がこの時期にあたる可能性がある。第十六丁についてはこの前後と異なる料紙の反故裏であり、補入時期はのちに降る。
- (4) 文安元年（一四四四）八月～宝徳二年。

第十八丁までのほとんどで構成された仮綴本を継承し、第十八丁裏の余白において頭役負担記録の書き継ぎが再開（E群①）する段階。

- (5) 宝徳二年（一四五〇）～文明十六年。

第十九～二十丁裏冒頭（E群②）が清書本。第十九丁紙背および第二十四丁（F群⑤）がその草稿。頭役負担記録が新たな料紙を補いながら書き継がれるとともに、書式も大きく変化する段階。

- (6) 文明十六年（一四八四）～明応元年。

第二十丁裏中～二十一丁表冒頭の書き継ぎ（E群③）が加わる段階。

- (7) 明応元年（一四九二）～永正十六年（一五一九）。

第二十一丁（E群④）・第二十二丁表（F群①）・第二十二丁裏（F群②）・第二十三丁表冒頭（F群③）の書き継ぎが次に加わってゆく段階。

とりわけ第十九丁紙背や第二十四丁（F群⑤）のように、草稿の類が混じることが判明した。いずれも第十九丁～二十丁裏冒頭（E群②）の関連史料として集中する。これらの清書年代については、内容年代の下限よりも一定以上降ることになる。

六、本史料には、至徳四年以降の追筆が数多く混入しており、なかには中世段階の貴重なものも含まれるが、次の三種の追筆については近世から近代にかけてのものとして推定した。

(a) 本史料のほぼ全体(第二十八丁)にわたって散見する細筆傍注およびその同筆記載(A群間異筆④)。

(b) 第十六丁裏末尾と第十七丁表末尾と同丁裏行間の各追筆部分(D群④)およびこれらと同筆の第二十三丁表末尾と同丁裏の追筆部分(F群④)。

(c) 第五丁裏・同紙背冒頭・第七丁裏・同紙背の各追筆部分(A群間異筆③)およびこれと同筆と思われる第十八丁表末尾の追筆部分(D群⑤)。

後世の追筆ということのみで、ただちに信憑性を失うわけではないが、少なくとも右の(a)についてはいったん無視して検討すべきことも明らかにした。

なお本稿での筆跡異同の判別については、仮説の域に留まっております。検討の余地が多く残されている。料紙の分析についても課題を残した。本史料の内容分析とあわせて、今後の検討にゆだねたい。

(1) 國守進「中世の祭祀と在地―南方八幡宮祭祀旧記を中心として―」(『山口県地方史研究』三〇号、一九七三年)。

(2) 布引宏「『南方八幡宮祭祀旧記』への後世の書き入れ」(『宇部地方史研究』二五号、一九九七年)。

(3) 布引宏前掲注(2)論文は、第十七丁表の「十五日」の下の字を「古との」=古殿(地名)と解したようだが、依拠された

活字翻刻に誤りがある。正確な判読は難しいものの、「よいのよ」に対する語と思われ、少なくとも地名ではない。

(4) なお旧版『宇部市史 資料篇』(一九六六年)はここを「中さん米」としていたが、新版『宇部市史 史料篇上巻』(一九九〇年)は「申さん米」に修正。

(追記) 本稿をなすにあたり、弘濟寺御住職秋本文弘氏には、原本の閲覧・撮影・翻刻・写真掲載の御許可を頂戴した。山口市総合政策部文化政策課市史編さん室には調査成果公表につき、真木奈美氏には調査協力につき、それぞれ御高配を賜った。また本研究には独立行政法人日本学術振興会科学研究費(課題番号二四五二〇七五五)の助成を賜った。記して深謝の意を表したい。

五、『南方八幡宮祭祀旧記』翻刻

凡例

- 一、翻刻にあたっては、本稿の検討成果によった。構成については、本文編と紙背編の二部構成とした。
- 一、原本の改丁箇所には……を示し、各丁数を注記した。原本の改行や割注については概ねその姿を反映させたが、翻刻が複雑になる場合には平易な形に改めた。また解釈上の便宜に資するため、空白行を加えた箇所もある。
- 一、原本の旧字体は概ね通用字に改めたが、異体字など一部については原本のままとした。
- 一、判読が困難な箇所のうち、字数が判明する場合には□□、字数不詳の場合には□□で示した。原本の抹消箇所のうち、抹消された文字が判読できる場合は翻刻して左傍に々を付し、判読できない場合は□□で示した。
- 一、筆者の意に基づく傍注のうち、説明注には（ ）を付し、校訂注には「 」を付した。本文編の「紙背あり」の注記には★を付した。
- 一、原本の異筆には「 」を付して注記したが、主要筆跡自体が複数の手による状態についてはそのように扱っていない。また異筆のうち細字の傍注や加筆修正など、明らかに後世の追筆であって、解釈を混乱させる可能性があるものについては翻刻を省いた。ただし省き漏れが残っている可能性がある。留意されたい。

(1) 本文編



(表紙見返)

(貼紙)

〔当社北方共二

鼻高、当寺門前ノ者持候事ハ、旧跡ノ当地へ勸請ノ節、

当寺ノ申付、持^セ初^リ候〕

(1丁表 原表紙)

賀保庄南方四所社引付事^{次第}不同

(1丁裏)

(空白)

(2丁裏).....

一番王子御こくのかすの事、十九前内、

りやう三ほうへ三前、はいてんへ二前、

くそうの御方へ一前、大くしの方へ一前、

せうしの方へ二前、

一申さん米、へいかミ一てう、りやうけ御方より、

一りやう三ほうへ、御すかうのたてもの事、

(2丁裏).....

一 おしきもちい十まい、よいさけ一へいし、

しろさけ一へいし、りやうけ御方へたてへし、

一ちとう御方、公文御方へ、おなしくかすに

たてへし、白米一斗、公文方より出之、

正安三年辛丑十一月日

一三応別所御こくのかす、十前内、

りやう三ほうへ三前、はいてんへ一前、

(3丁表).....

くそうの御方へ一前、大くうし一前、

ミヤしの御方へ二前、てらへ一前、

一すかうのかすの次第

おしきもちい五まいつ、よいさけ一へいし、しろ

さけ一へいし、りやう三ほうへたてへし、

一八幡宮引付次第 「普賢寺主 見明」

一御こくのかす、十九前内、

(3丁裏).....

一りやう三ほうへ三前、くそうの御方へ一前、

はいてんへ二前、ミヤしの御方へ五前、

せうし二前、てらへ二前、大くうし三前、

一申さん米四升、りやうけ御方より、

へいかミ一てう、てうのかミ一てう、同方より、

一ちとう御方より用あるへし、

一田楽引付事

(4丁表).....

王子、東光寺、大蔵寺、興隆寺、仏前寺、

西蓮寺、一余堂衆、一番観福寺、福蘭寺、

二番福天寺、観音寺、三番長勝寺、蓮光寺、

四番定福寺、巖嶋、五番有吉、観勝寺、六番天徳寺、

右、守此番帳之趣、替一年可指候也、

徳治三年 申 八月 「日但」もとの日記やふれうするに

よて、あくひつなりといへとも、もとの日記ニまかせてうつしおくなり、

一師子舞次第

(4丁裏).....

一番源平太郎、くわんき大夫、二番（へい）ねきの大夫、

三（番）源内、（しやう）し大夫、四（ミヤ）ミヤ大夫、五（中さう）又五郎、

右、師子まいわ、各次第守てけたいなくまわる（解意）

へし、

正和三年（甲寅）八月日

〔（異筆）普賢寺主〕

一八幡宮僧饒米之引付事

白米四升松量、三升有吉、三升倉益方、

(5丁表).....
★紙背あり

三升恒吉、一升五合吉清、一升五合貞依、一升五合貞宗、

一升五合吉富、一升五合国吉、一升五合恒久、（四郎丸）一升五合利真、

一升五合友末、一升五合倉次、白米二斗四升、これ（北方）、

きたかた十六人御百姓ひきわけてのち、頭人（沙汰）、

つけてきたあるへきものなりとさたむる、（定）

文保元年丁巳八月七日

(5丁裏).....
★紙背あり

くさうのかたへ、十三日、さけ一へいし、

一さしきことにさうちさけわあるへきものなり、

元応元年己未八月日〔（異筆）以上氏子九百九十六軒〕

一八幡宮（晦日）つこもり田、よしなかミやう内（二反）一反、もんでん、（元三カ）

毎年正月一日上

くわんさん田一反、りやうしんミやうにあり、

むしさかし七月七日、ますとミみやうに小あり、（益富名）

いみさしのとき八月一日、はたけ（島二反大）、せいしん大夫、

(6丁表).....
★紙背あり

同二年庚申七月二日 御トリイ立、永和三年丁巳本立、（元忠）

一頭人白米二斗四升（公文御方）、永和二年（丙辰）八月十二日

次頭人白米二斗四升（貞依）、永和三年（丁巳）八月十日

次頭人白米二斗四升（恒吉）、永和四年（戊午）八月十一日

次頭人白米二斗四升（貞宗）、康暦元年（己未）八月日

次頭人白米二斗四升（安富）、康暦二年（庚申）八月日

(6丁裏).....
★紙背あり

頭人白米二斗四升（利真）、永徳元年（辛酉）八月十三日

頭人白米二斗四升（倉次代）、永徳二年（壬戌）八月十三日

頭人白米二斗四升（公文御方）、永徳三年（癸亥）八月十日

頭人白米二斗四升（国吉代）、永徳三年（癸亥）八月十日

一経座作結事、六供僧よりあひてたてかへなり、（かへる事）

永徳三年（癸亥）八月十二日

一ふせちの事、二くの内、

四郎丸、ひてわし（すたれ四まい）、こも四まい、
吉富、むしろ二まい、まい年このまへをさたあるへし、

五五

7丁表.....★紙背あり

文保元年丁巳八月十五日

右、一番王子、次東光寺、次大蔵寺、

上位
中座、本坊寺主、

左、一番興隆寺、次仏前寺、次西蓮寺、

右、さのしたいわ、正中元年甲子引付

まかせてうつしおき候なり、

7丁裏.....★紙背あり

一(社家)しやけの人(座)の次第事

右座、そうかう代、次こんとう、次ミヤ大夫、次正次、

中、宮師、 次中座、くわんき大夫、

左、一番大くうし、次こん大くうし、次ミヤの大夫、

一(市命婦)いちみやうふのさの次第

右、うげかわ一、ありつく一、次(異筆)「片倉邑二、次三」

中上、ミやうふさ、 徳治三年八月日

左、ありつく一、次王子一、

8丁表.....

一てんくのたち次第

右、王子、東光寺、別所そうかううけわ(一)こん(争カ)

ちとう代、大きやうし

左、興隆寺、仏前寺、西蓮寺、ミやうふ、ありつく、

こん大くうし、りやうけ代、きやうし、

一(異筆)公文代三郎右衛門入道、法名道琳、ひの(丙申)へさるのとし退転、同年ヨリ

息男与三(庚子)これを相伝候、又かのへねのはるより同兄源左衛門これ(二)

蒙仰了」

8丁裏.....

一(田楽)てんかく六人のほかに、ありよしハ

まいねん(毎年)ことにおとるへし、

しよたうハ一とうつ、さしかへへし、

一(異筆)地頭代官師井景吉、きの(乙酉)とりの年死去、同年ヨリ

子息弥太郎盛吉(相統)そうそく、又みつの(壬辰)へたつのとしより

寺内因幡守盛清、きの(乙未)とひつしのとしまて御か、ゑ、同としより

又師井修理亮盛吉(座役)さやく承候了、ひの(丁酉)とりのとし退転、

同としより舍弟僧禅鳳書記さやく承了」

9丁表.....

一しかくのよいのさいとうハ、さうしやく(てカ)たくへし、

同三年八月十三日

よとのよハ、わかひつしやのやくなり、

一(異筆)吉田宮(巖島カ)うつくしまの御こくのかす三十三前、

申さんまい、へいのかミ、両三方より、

一八幡宮へいかミ、てうかミ、りやう三宝(方)より

毎年ことにあるべきものなり、

一 申さん米白米四升、りやうけ御方より十五日

中むしろへ公文方よりいてへし、

(9丁裏)

一 毎年正月十五日ふしやのまつく
(奉射) (的)

るへき次第

一番山村、二番沢波、三番吉沢、

四番吉田、五番並波、
(床並)

右、此次第任可造也、

曆応四年 辛巳 八月日

(10丁表)

〔建長七年乙卯始、丙辰年八月十六日彼岸初日、大工藤井行事吉近浄西〕
(異筆)

一 御宝殿作かへ候事、永徳二 壬戌年より勸進

あて、地頭代官諸方勸進、同永徳三 癸亥年二月

十日むねあけ、(棟上) (午) とき、(異筆) 「別当法橋重賢、沙弥一貞、

地頭沙弥弘重、神主貞世、領家」

一 もとのかきつけわ建長七乙卯年とあり、

おり米六斗、両三方より、次至徳三年 丙子 マテ百三十三年、
(ママ)

一 御せんくうの事、(遷宮) そのときのミやし法橋、

六百分
おりせん、(六百分) 両三方より、
きぬあらハすへし、なけれぬの、三たん、

(10丁裏)

りやう三宝より御ミやうつし、(万) (宮遷) あるへし、 永徳四年 甲子

二月廿八日戌時彼岸中日

一 御とてう、(戸帳) 同りやう三ほうより、

一 御むつき、(襦袢カ) 同りやう三ほうより、

一 御ミすも、(御簾) 同りやう三ほうより、

一 頭人白米二斗四升 倉富、至徳元年 甲子 八月十一日

(11丁表)

一 頭人白米二斗四升 長富、至徳二年 乙丑 八月十三日

一同乙丑年六月廿四日大かせふき候て、(風吹) (春夏稼穡) はるなつかし

ゆく、(売買) 八月よりうりかいよし、六月二かせふき候て、その

としハかせふかす、

一 八まんくうのなしの木つく事、(徳脱) 永三年 癸二月日
(輪宮) 三河次是、

一 頭人白米二斗四升 恒吉、至徳三年 丙子 八月十日
(松富)

(11丁裏)

一 田楽余堂衆、有吉、正次大夫、至徳三年 丙寅 八月十日

一 よいのよの御こく米三斗二升、吉田殿御代、
(背) (夜)

ちとうとのへよりいて候、(地頭殿) 正平十六年

よりあり、

一 さいれいの頭人白米二斗四升 恒久、
(祭礼) (公文御名)

至徳四年 丁卯 八月十三日

至徳四年 丁卯 八月十三日

頭人白米二斗四升 徳楽、恒吉、同廿二年乙未八月日

頭人白米二斗四升 公文貞依、恒久、同廿三年丙申八月日

頭人白米貳斗四升 有吉御名千与丸、利貞、同廿四年酉八月日

(15丁裏)

頭人白米貳斗四升 貞依、松富名分けんさ、同廿五年戌八月日

頭人白米貳斗四升 公文御名せんつ、倉次、同廿六年己亥八月日

頭人白米二斗四升 貞宗、地頭御名五郎丸、同廿七年庚子八月日

頭人白米二斗四升 国吉、有吉分□弘、同廿八年辛丑八月日

頭人白米二斗四升 安富、公文□□太郎丸、同廿九年壬子八月日

頭人白米二斗四升 吉富分安富、タカツネ分ヤ二郎大夫、癸卯同卅八月日

頭人白米二斗四升 恒吉、各頭有永、同卅一甲辰八月日

(16丁裏)

有吉名三年宛、千代丸名十七八年、九

地頭分五年宛、安富名十一年、徳楽名廿五年、益富名十五年、徳久名十二年、松久名廿三年、松富名十二年、

公文名五年宛、

貞依名七年、国吉名十年、四郎丸九年、

(16丁裏)

利実名十年、高恒名十六年、吉富名十年、十三

永富名十七年、倉次名十年、松永名廿年、

吉永名十七年、恒吉名九年、貞宗名八年、

吉清名十年、五郎丸十七八、

★紙背あり

★紙背あり

「(異筆)一 二 ほんぼう 弘濟寺しよう事、しようだん

神前そなゑ、末寺中分とりつくこと

れいくなり、吉田いつくしま、王子、

ほん社八まん宮、共二神前ていねいなり」

(17丁裏)

一よいのよの御こく米三斗二升、地頭方より出候、

一 (古々カ) 殿御こく米一斗、同地頭方より出候、

一 御かくら米白米一斗二升、公文方出候、(神楽)

一 御かくら米乃米一斗、りやうけ方より出候、

一 申さんまい白米四斗、りやうけ方分くらつくミやうより出候、(倉次名)

一 申さんまい白米四升、地頭方分さんし (異筆) より出候、徳楽名一

一 申さんまい白米四升、公文方分益とミ弁、十五日 (富) の分、(古々カ)

「(異筆) 二 象頭山普賢寺別所けいたいの内、いつくしま

別所御供数三十三前(本地)、ほじ十一面観音たるニより

てなり、尚ニ御ミやじ法橋御たつねニ付、地頭代官

師井景吉、きのと(乙西)とり年、寺山三町、今の段ニ九町なり、

徳治三年六月日」

(17丁裏)

御祭礼しやうそくさけ立物事 (表) (酒)

両三方 (座敷) 敷ささけ二へいし宛、(前付) 御さかな三せん宛、いりつけめまき三つ、両頭人同よふ(様)ニ、(異筆)

「二 ミやし 江御方江、一せんしろさけ、

二すみさけ、二瓶子^一

一はいてんきやう座へ同三せんつ、さけ二へいしつ、

あまきいつつけ三つ、両頭人同よふ^二可立、

一もりもの^一、たかさ四すん、ひろさ四すん、

一はいてんのまるついかさね、五寸御さい、

〔18丁表〕

一両三方之御さしきのもりもの、立物ハシやけ方^一

同様ニ出立候、

一御まゑしきさけ五升宛、

こしやうさけ二升宛

さふらいきやうさけ一升宛、

このまゑをたてへし、

〔一〕普賢^一井石仏、海中より光明か、やきて御上^一

奉候、大内十八代弘世御くわんしよの事候^一

〔18丁裏〕

文安元年^甲八月日整始之、

〔異筆〕^一秀

頭人白米二斗四升^一利真名分安光、^一文安三元^甲八月日

頭人白米二斗四升倉次、永富、^一文安二年^乙八月日

頭人白米二斗四升吉永名代安成、貞宗名代三郎衛門、^一文安三元^丙八月日

頭人白米二斗四升有吉代有永、松永名久富、^一文安四丁^丁八月日

頭人白米二斗四升得久名、公文名三郎衛門殿、^一文安五辰^辰八月日

頭人白米二斗四升松富名、国吉、^一文安六己^己八月日

〔19丁表〕

〔廿三〕

宝徳二庚午 恒吉名、吉富名、

同三辛未 安富名、公文名 太郎丸、

享徳元壬申 有吉名、依兎角申懈怠、

同二癸酉 徳染名 馬尉、貞依名 又三郎、

同三甲戌 公文名 十郎大夫、有吉名 倉重、

同四乙亥 地頭方、倉次名、

康正二丙子 貞宗名、吉清名、

同三丁丑 益富名、五郎丸、

長禄元戊子 国吉名、永富名、

同二己卯 恒吉名、有吉名 懈怠、

同三庚辰 有吉名 福園寺、公文名 元丸、

寛正元辛巳 松富名 補陀寺、吉富名、

〔19丁裏〕

同二千午 高恒名、松久名、

同三癸未 四郎丸名、吉永名 懈怠、

同四甲申 貞依名、一方懈怠、

同五乙酉 吉永名 片倉永久、倉次名 半分當之、

同 丙戌 貞宗名 善金、公文名 半分當之、

応仁元丁亥 吉清名、有吉名、

同二戊子 徳久名、利美名、

文明元己丑 国吉名、恒吉名、

同二庚子 安富名、松永名、

同三辛卯 公文名 孫八、有吉名 長安寺、

同四壬辰 吉富名 重富、益富名 地頭分、

同五癸巳 松富名 補陀寺分、永富名 五藤大夫、

同六甲午 倉次名、四郎丸名、

同七乙未 貞依名 二郎左衛門方、公文名 吉田五郎丸、

同八丙申 有吉名 懈怠、領家代片山入道 昌金、当社御

祭礼事、弘濟寺へ指懸候雖、先代ヨリ無其謂ニヨリ無、其沙汰、

★紙背あり

★紙背あり

同九丁酉 貞宗名 三郎右衛門、
有吉名 弥五郎、

同十戊戌 吉清名 二郎左衛門、
恒吉名 了香入道、

同十一己亥 国吉名 源左近、
高恒名 吉成、

同十二庚子 利実 倉富當之、
公文名 太郎丸、

領家代片山入道昌金離役、地下於親息共二
各、退散也、

(20丁裏)

公文代申領子三退駈、
文明 徳久名 間田兵庫殿分、
同十三辛丑 師井与三右衛門方當之、
有吉名 迫刑部、

同十四壬子 吉富名 重富
倉次名 六郎左衛門方、

地頭代禪鳳書記退駈、

同十五癸卯 松富名 補陀寺、
四郎丸名 倉光、

同十六年甲辰 安富名
有吉名 千代丸、

領家役人波多野新藏人方出仕、

同十七乙巳 貞依名 花園十郎大夫、
吉永名 片倉五藤大夫、

同十八年丙午 徳楽名 諸井殿、
公文名 十郎兵衛、

長享元 貞宗名 五郎三郎、

同十九 未 有吉名内 有富兵衛二郎、

長享式 永富名 七郎、
申 松、
松久名 善応庵、

同三年 己 国吉名 源左近、
西 恒吉名 片岡方、

延徳二 吉清名 又五郎、
戊 倉次名 又□□、

(21丁表)

延徳三年 辛 有吉名 六郎五郎、
亥 公文方本丸、

明応元 利真名 中太郎、
子 松永名 徳若、

同二年 癸 吉富名 重富、
丑 益富名 地頭分、

同三年 甲 松富名 補陀寺、
寅 四郎丸名 倉光、

同四年 乙 問田兵庫殿分、
卯 貞依名 御中間

同伍年 貞依名 御中間
辰 高恒代 四郎兵衛、

同六年 丁 貞宗名 五郎三郎、
巳 公文名 上大夫分、

同七年 倉次名、
午 国吉名、

同八年 己 安富名、
未 有吉名 内刑部左衛門、

同九年 恒吉名 祥雲房
申 五郎丸、
營之、

文龜元 吉清名、
西 利実名、

同文龜二 千代丸 福園寺、
戌 吉富 重光、

(21丁裏)

同文龜三 公文名 末弘惣右衛門、
亥 吉永名 益畑永益、

永正元 四郎丸名、
子 補陀寺 源左近、

永正式 貞依名、
丑 永富名、

永正三 有吉分 西蓮寺、
子 貞宗名 祥光院當之、

同永正四 倉次名、
卯 得久名、

同永正五 公文名 太郎丸、
辰 国吉名 源左近、

同永正六 安富名、
巳 恒吉名、

同永正七 益富名 兵衛大夫、
午 有吉名 新五郎、

同永正八 公文名代 十郎右衛門、
未 利実名 安王丸

同永正九 高恒代 五藤衛門、
申 吉富名、

同永正十年 貞依名代 九郎右衛門、
西 松久分 又三郎方、

(22丁表)

明応六丁巳自三月二日、同至廿六日也、

八幡宮御内殿上葺在之、願主部坂右京進、

一御遷宮三月晦日卯剋在之、
〔普賢寺主三拝〕

同御遷宮入目六貫九百五十文内三貫六百文者、
自西三方出之、

文龜三年癸亥自正月廿六日

一鳥居作事在之、願主部坂右京進

同上棟二月廿一日辰剋、

入目惣辻五十三石二斗、

(22丁裏)

一宮僧屋作時四方家上葺次第

王子、東光寺、南ノひら、
仏前寺、東つま、

中央、弘濟寺、
大藏寺、興隆寺、北ノひら、西蓮寺、西つま、

正和三年^甲八月日

(23丁表)

同永正十^癸松久名代又三郎方、
西利実名代九郎衛門、

同十一^申有吉名五郎左衛門、
戊大庭名四郎丸

同十二^乙吉清名又五郎方、
亥祥光院貞宗名、

同十三^丙倉次名、
子松永名、

同十四^丁国吉名三郎右衛門、
丑徳楽名修理殿、

同十五年^戊松富補陀寺、
卯恒吉名福蘭寺、

同十六年^己白松殿分五郎丸名、
卯師井殿分徳久名、

〔一をんちよくしひきつけの次第、

こほんほう弘濟寺^江ひきうけ候、とごし^(百越カ)〕

のうちをんみす入口迄、大間のつぎ^江東光寺

(23丁裏)

大蔵寺ひきうけ、山口御しろ^{御沙汰カ}

是有り、ちよくもん^{御沙汰カ}ひきうけの事、

尚又旧記^{御沙汰カ}をうつす、大破^ニ付而、是もうつすなり

(24丁表)

同十四年^壬倉次名、
寅吉富名、

十五年^癸松富名補陀寺^{前之}、
卯四郎丸

十六年

(空白)

(24丁裏)

(空白)

(25丁表)

〔修補奥書〕
此一冊、賀保莊南方八幡宮

祭礼之旧記也、星移斗

転、成紙魚窠窟久矣、今茲

元文四己未夏、仮手於菽

(25丁裏)

城御手洗伝兵衛者、加修補、

弘濟三世孚巖誌

(裏表紙見返)

〔^{異筆}吉田村有之普賢菩薩、本寺弘濟寺引取候様。相成、奉得其旨候、
○御沙汰

明治四未六月廿日、弘濟寺引取置申候事〕

(2) 紙背編

*第五丁〜六丁紙背

(5丁表紙背)

白松南方四所之宮二季祭礼時、自両三方立物、又ハ請取申物事、御領家殿御分より、八幡宮御祭礼之申散米四升、弊紙(幣)一帖、同ちやうのかミ一帖、五十枚大倉かミ、又神楽米黒米一斗、

一山王宮御祭礼時立物事、折敷餅五枚、すみ酒一瓶子、白酒一瓶子、又請取申物事、弊紙(幣)一帖、申散米白米一升、御寄進之事ハ、

(5丁裏紙背)

案文在之、〔異筆〕「尚々(異筆)氏子北原三拾五軒、花その百拾二軒」

一嚴嶋宮御祭礼立物、六月晦、白酒四升、鯖

二(刺)さし、煮路二手、又請取申、弊紙一

帖、申散米一升、正月元三申散米一斗、従公文方出之、

一王子宮御祭礼立物、折敷餅十枚、清酒二升、

又請取申分、弊紙(幣)一帖、申散米白米一升、

一十二月廿八日領家殿脇江立物、あした(足駄)二双、

し(杓子)やくし一ヶ進上、白米一斗、正月一日申

(6丁表紙背)

散米請取申分也、又正月六日ニ御精送、

申時、使三四所宮御祝之大円鏡四升取

給之、同使三三種肴酒三こん(獻)在之、

一正月十三日ニ斗取鏡一枚もたせ給候、是ハ

十五日の社人代飯也、宮ニ御番申故ニ、

一八幡宮并三社之御遷宮之事、

御縫衣きん(反)三たん、両三方より御出あり、

一戸帳三間、同翠簾三間、同前下物、

(6丁裏紙背)

一大懺悔湯こしの布一段、湯帷袴料足

一貫二百文、此外米二石五斗ハ、

両三方より下物也、

一御造営時ハ硯水、棟上時ハ御馬一正在之、

両三方より御奔走、

一御領家殿より御合力事、造営其外、

随事御立用在之、

宮司慶秀
応永十七庚八月日、為以後誌置、

〔異筆〕
三三四

*第七丁紙背

(7丁表紙背)

一うつくしまの御こくの数三十三前内、

両三方へ三せん、はいてんへ六前、

くそう方へ三せん、宮し方へ五前、

大くうし三せん、せうしせん、

てらへ二せん、両三方へ各座二前宛、

御たなに一せん、公文方へはまさこ人二一せん、

(7丁裏紙背)

申散米、米一升、へいかミ巻帳(帳)、地頭(帳)より一帳宛、

〔異筆〕
二うじ子(王子二拾貳軒、古殿四拾壹軒、)

*第十六丁紙背

(上部切除あり)

〔〕介五岳府君地府水府幽顕聖造

〔〕山土地

〔〕国伊勢大神宮

〔〕大菩薩 妙見大菩薩

〔〕母大菩薩 若宮大権現

〔〕茂下上大明神 松尾大明神

〔〕大明神

*第十九丁紙背

(19丁裏紙背)

宝徳二(庚)

同(宝徳三)

享徳二(申)

享徳二(酉)

同(享徳三)

同(享徳四)

康正二(子)

同(康正三)

同(長禄二)

同(長禄三)

同(寛正元)

同(寛正二)

寛正(辛)

同(寛正三)

同(寛正四)

同(寛正五)

同(寛正六)

同(寛正七)

同(応仁元)

同(応仁七)

恒吉名、吉富名、

安富名、公文名太郎丸、

有吉名、依兔角申懈怠、

徳楽名右馬允、貞依又次郎、

公文名千郎大夫、倉重、

地頭方俊実、倉次名、

貞宗名、吉清名、

益富、五郎丸、

国吉、永富、

恒吉名、有吉名、懈怠、

有吉、福園寺、

補陀寺吉富、松富、

高恒、松久名、

四郎丸名、一方吉永名懈怠、

貞依名、一方懈怠、

吉永名分永久、倉次半分営之、

貞宗名分善金、公文名半分営之、

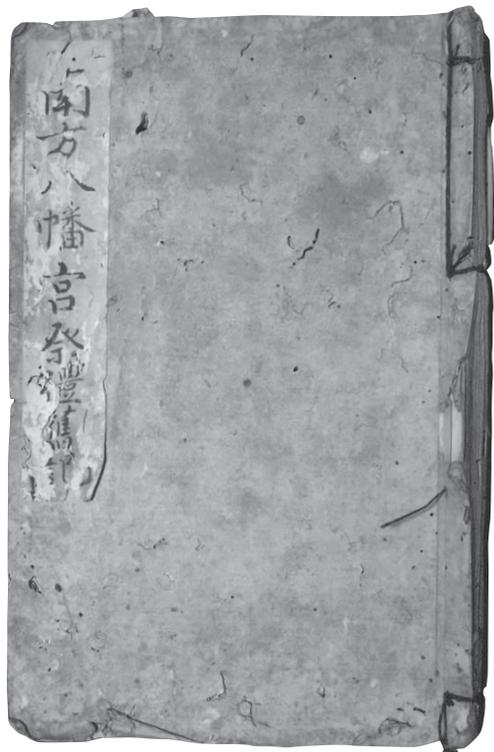
吉清名、有吉名、

(※原本見開きを逆順に翻刻し、旧状を復元した)

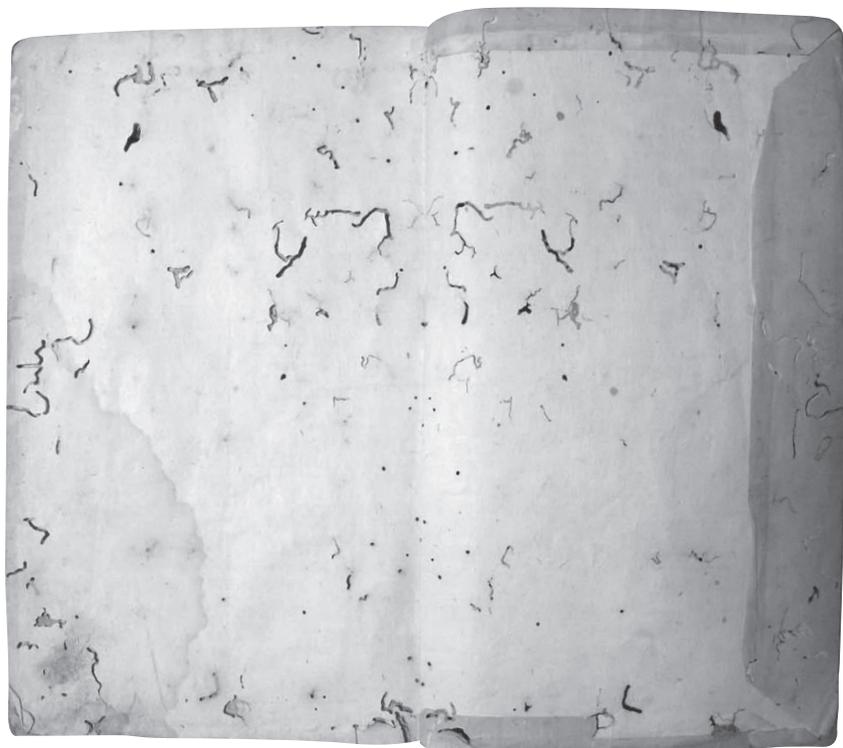
〔異筆〕
〔廿四〕

〔異筆〕
〔弘〕

六、『南方八幡宮祭礼旧記』影印



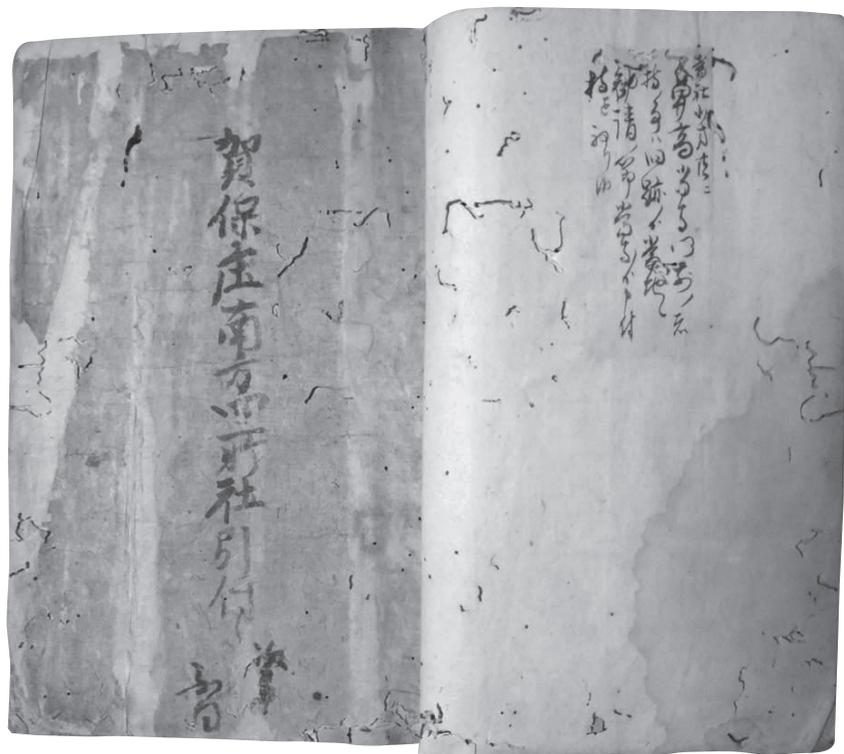
(表紙)



(表紙紙背)

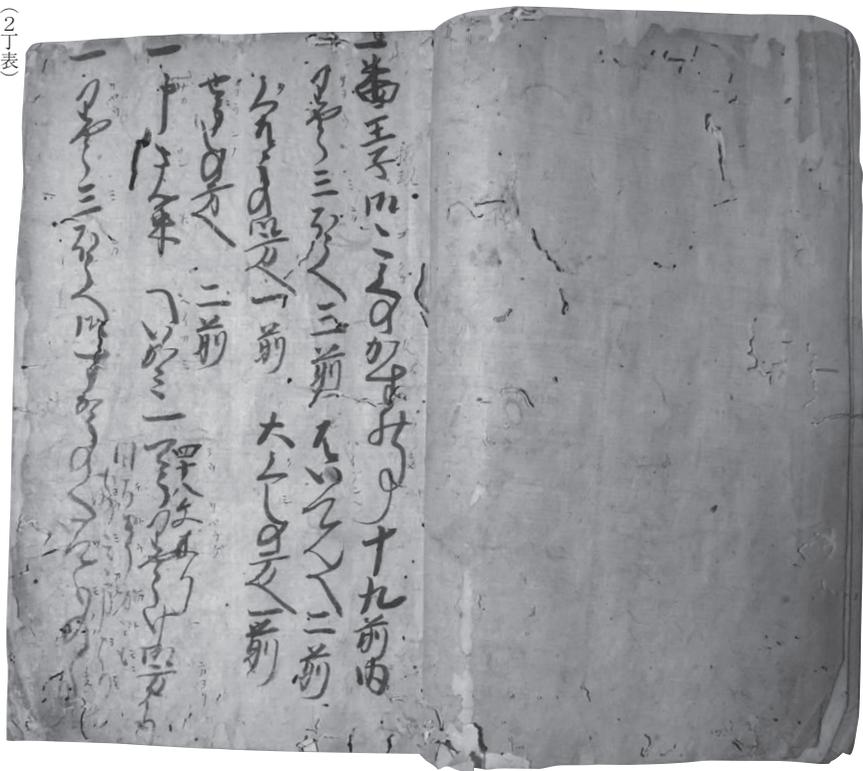
(表紙見返紙背)

(1丁表) 原表紙



(表紙見返)

(2丁表)



(1丁裏) 原表紙見返

一 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 二 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 三 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 四 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 五 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 六 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 七 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 八 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 九 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 十 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ

一 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 二 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 三 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 四 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 五 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 六 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 七 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 八 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 九 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ
 十 坊主寺りち十ヶ 坊主寺りち十ヶ

頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月
 頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月

頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月
 頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月
 頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月
 頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月
 頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月
 頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月
 頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月
 頭人 白米貳斗肆升 有吉 壬午年八月

此一冊賀保莊南方八幡宮
 祭禮之舊記也星移斗
 轉成紙魚窠窟久矣今茲
 元文四己未夏假手於茲

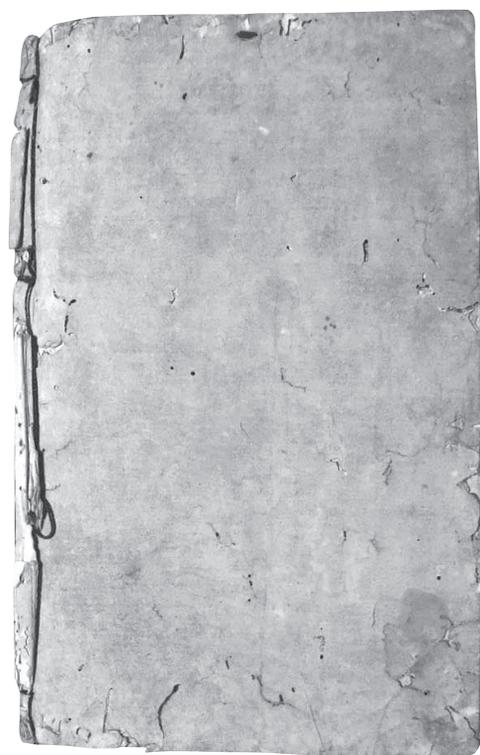
城御手洗傳兵衛者加修神
 弘濟三世身藏誌

高打有、善、良、義、隆、布、子、傳、手、洗、神、藏、志、
 仰、依、口、末、之、月、大、本、澤、子、引、五、葉、下、山、子

(裏表紙紙背)



(裏表紙見返紙背)



(裏表紙)